徳島県保育士資格等取得支援費補助金

申請の手引き

令和８年 10 月

徳　　島　　県

は　じ　め　に

徳島県では、保育ニーズの増加などに伴う慢性的な保育士不足の解消、平成２７年４月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保などのため、保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得を支援する５つの事業を行っています。

いずれの事業も、保育士資格や幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料等を補助するものです（一部、資格取得職員の代替職員の雇上費補助）。

本手引きは、「徳島県保育士資格等取得支援費補助金」の申請方法等について定めたものです。本補助金の実施については、次に掲げる通知等によるほか、この手引きによることとします。

【通知等】

- 「保育人材確保事業の実施について（令和６年５月３０日付こ成保第３１２号こども家庭庁成育局長通知）」の別添１「保育士資格等取得支援事業実施要綱」
- 徳島県保育士資格等取得支援費補助金交付要綱

【問合せ先】

徳島県こども未来部子育て応援課保育支援担当

電話　　（088）621－2164

ﾌｧｸｼﾐﾘ　（088）621－2843

※　事業実施計画書や申請書は、申請しようとする施設の所在地（申請者が個人の場合は住所地）の市町村を経由して御提出ください。

目　次

１　補助金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ１～２

２　補助金申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ３～５

３　各事業について

（１）認可外保育施設保育士資格取得支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ６

（２）保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

（３）幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業・・・・　ｐ７

（４）保育所等保育士資格取得支援事業

（５）保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業・・・・・　ｐ８

４　対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ９

５　保育士資格について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ10

６　特例制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ｐ11～12

1　補助金の概要

各事業の概要は次のとおりです。

	事業名	対象者等	補助内容
1	認可外保育施設 保育士資格取得支援事業	認可外保育施設等に勤務する保育士資格を有しない者	受講料等補助 （公立も対象） 代替職員 雇上費補助 （公立は対象外） ※受講料補助のみの申請も可能
2	保育教諭確保のための 保育士資格取得支援事業	認定こども園等に勤務し、 幼稚園教諭免許状を有しているが、保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者	
3	幼稚園免許状を有する者の 保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を有しているが、保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者	受講料等補助 （公立も対象）
4	保育所等（公立は対象外） 保育士資格取得支援事業	保育所等に勤務する、 保育士資格を有しない保育従事者	受講料等補助 （公立は対象外）
5	保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状 取得支援事業	認定こども園等に勤務し、 保育士資格を有しているが、幼稚園免許状を有しない者で、特例制度の対象者	受講料等補助 （公立も対象） 代替職員 雇上費補助 （公立は対象外） ※受講料補助のみの申請も可能

- 「3　幼稚園免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」以外は、原則として、各施設が受講料等を負担した場合が対象となります。
  なお、施設と対象者が協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではありませんが、実施計画書の提出時に、協議内容の写しを添付してください。
- 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

＜補助額＞

	事業名	基準額			公立
1	認可外保育施設 保育士資格取得支援事業	養成施設 受講料等	受講に要した 経費の１／２	指定養成施設卒業 上限 30 万円 特例制度対象者 上限 10 万円 幼稚園免許状を有する者 上限 20 万円	○
		代替 保育従事者 雇上費	上限 8,440 円／１人１日		×
2	保育教諭確保のための 保育士資格取得支援事業	養成施設 受講料等	受講に要した 経費の１／２	特例制度対象者 上限 10 万円	○
		代替 保育従事者 雇上費	上限 8,440 円／１人１日		×
3	幼稚園免許状を有する者の 保育士資格取得支援事業	養成施設 受講料等	受講に要した 経費の１／２	特例制度対象者 上限 10 万円	○
4	保育所等 保育士資格取得支援事業	養成施設 受講料等	受講に要した 経費の１／２	指定養成施設卒業 上限 30 万円 特例制度対象者 上限 10 万円 幼稚園免許状を有する者 上限 20 万円	×
5	保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状 取得支援事業	養成施設 受講料等	受講に要した 経費の１／２	特例制度対象者 上限 10 万円	○
		代替 保育従事者 雇上費	上限 8,440 円／１人１日		×

2　補助金申請の流れ

私立保育所、幼稚園、認定こども園等が申請者となる場合の流れを記載しています。
公立施設が市町村を申請者とする場合についても同様の流れで御提出ください（経由なし）。

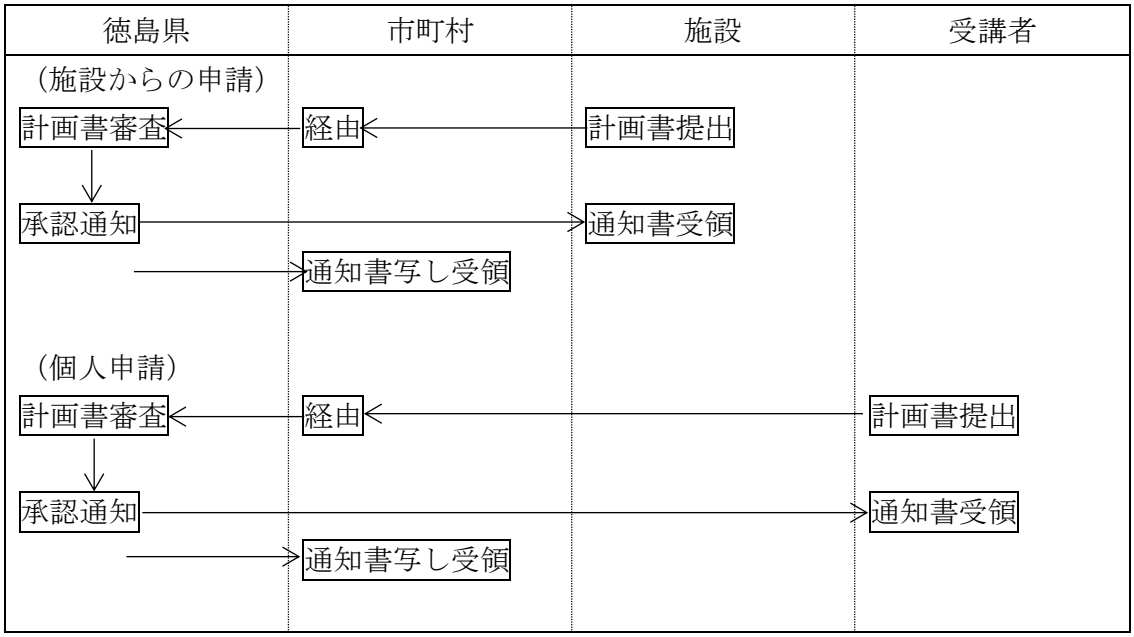
（1）事業実施計画提出～承認

※　事業実施計画書は、**受講開始日の属する年度内**に提出する必要があります。
受講開始時期等の要件を満たせば、事業実施計画書の提出は、受講開始前・受講開始後のいずれでも構いません（11 月に受講を開始する場合、提出時期は 10 月・12 月のいずれでも可。ただし、受講決定済であること。）。

ア　施設から所在地の市町村へ、事業実施計画書を提出する。
※「３幼稚園免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」の場合は、本人又は施設から市町村へ申請する。

イ　市町村において、書類に不備がないか等の確認を行い、県に提出する。

ウ　県において、計画書を審査し適正と認められれば、施設宛てに承認通知を交付する（市町村には、写しを送付）。



（提出書類）
- 様式第１号（保育士資格等取得支援事業実施計画書）
- 受講者が当該施設に勤務していることを確認できる書類
  ※「３幼稚園免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」の場合は不要
- 受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類
  ※受講開始前の場合は、受講決定通知等を添付し、在学証明は追加提出すること。
- 代替職員を雇用する場合は、代替保育従事者が当該対象施設に勤務していることを確認できる書類
  ※雇用開始前の場合は、備考欄にその旨を記載し、雇用開始後に追加提出すること。
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し
  ※「１　認可外保育施設保育士資格取得支援事業」の場合のみ提出

（２）入学又は受講開始～資格又は免許取得

※　資格又は免許取得後、同施設で１年以上勤務すること。

ア　指定養成施設において、必要な科目を受講する。

イ　施設において、受講する間の代替職員を雇用する。

ウ　保育士資格取得

（ア）受講修了後、保育士試験の受験（特例対象者・全科目免除）を申請し、合格通知が交付されたら保育士登録申請を行う。

（イ）指定保育士養成施設を卒業し、保育士登録申請を行う。

エ　幼稚園免許状取得

受講修了後、教育教員検定の受験を申請し、書面審査を受ける。

（３）交付申請～支払い

※　対象者が**保育士登録証等の交付を受けた後、勤務を開始した月の末日まで**に申請する必要があります。

ア　施設から所在地の市町村へ、補助金交付申請書及び事業完了報告書等を提出する。

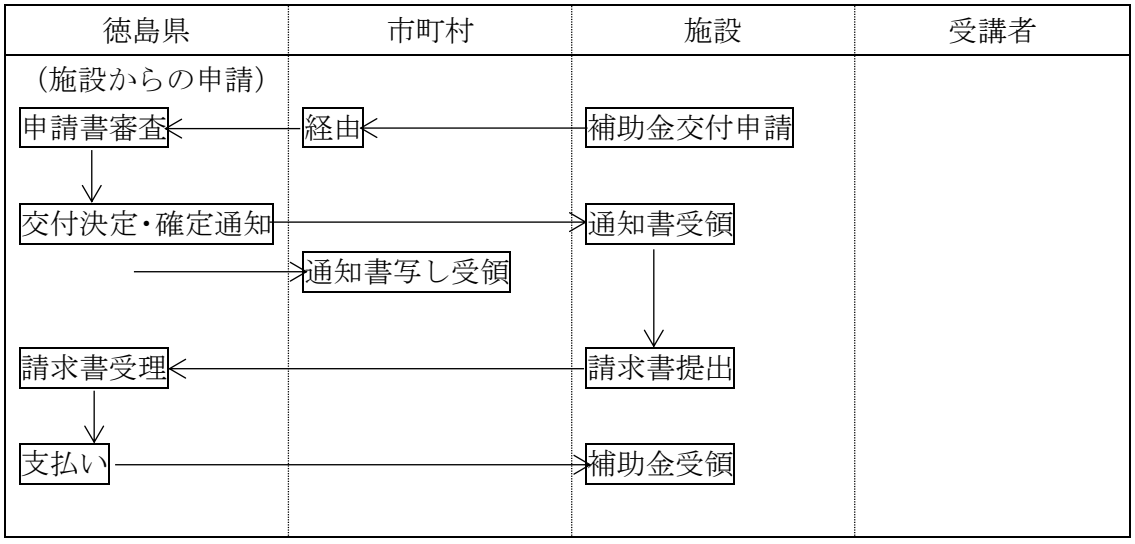
※「３幼稚園免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」の場合は、本人又は施設から市町村へ申請する（事業実施計画の申請者と一致すること。）。

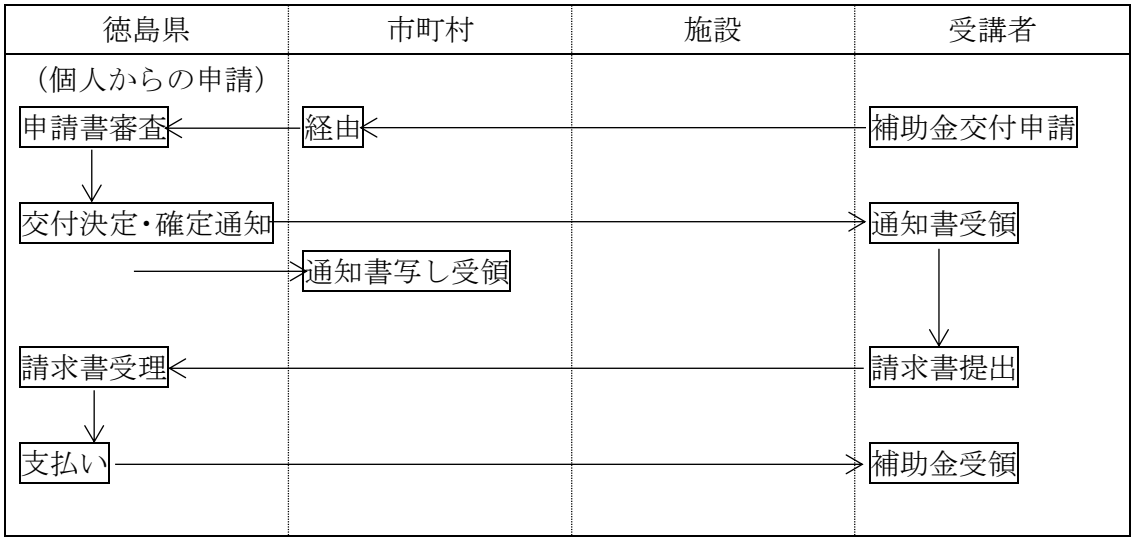
イ　市町村において、書類に不備がないか等の確認を行い、県に提出する。

ウ　県において、申請書を審査し適正と認められれば、交付決定・確定通知を交付する（市町村には、写しを送付）。

エ　施設から県へ、請求書を提出する。

オ　県から施設へ、補助金を支払う。





（提出書類）

- 様式第２号（補助金交付申請書）
- 様式第３号（徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表）
- 様式第４号（保育士資格等取得支援事業完了報告書）
- 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し、受領年月日を確認できる書類
- 資格取得後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
  ※継続雇用の場合は、資格取得後も継続雇用されていることが分かる書類
- 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書原本
  ※県で写しをとった後、申請者に返却します。
  ※養成施設等の名称、支払者名、領収額、領収額の内訳、領収日が記載されていること。
  ※上記の内容が確認できる場合は、振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジット契約証明書でも可。
- 代替職員を雇用した場合、代替保育従事者が当該対象施設に勤務していたことが確認できる書類及び受講者の受講期間中に、当該受講者に対して給与が支払われていることが確認できる書類。

３　各事業について

（１）認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア　補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※　受講料等補助のみの申請も可能

※　代替職員雇上費補助は、公立施設は対象外

イ　対象者（受講者）

ウの対象施設に勤務する、保育士資格を有しない者

※　指定保育士養成施設を卒業（幼稚園教諭免許状を有する者にあっては、必要な科目を修了後、保育士試験において全科目免除を申請）し、保育士資格を取得する予定であって、保育士登録された日を起算日として対象施設において１年以上勤務すること。

ウ　対象施設（申請者）

① 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

② 小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）実施施設　※市町村長の認可を受けた施設に限る

③ 事業所内保育事業実施施設　※市町村長の認可を受けた施設に限る

（２）保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

ア　補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※　受講料等補助のみの申請も可能

※　代替職員雇上費補助は、公立施設は対象外

イ　対象者（受講者）

ウの対象施設に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者

※　必要な科目を修了後、保育士試験において全科目免除を申請し、保育士資格を取得する予定であって、保育士登録された日を起算日として対象施設において１年以上勤務すること。

※　現在の勤務先が認定こども園以外であっても、認定こども園等に異動する可能性がある場合は、対象として差し支えない。

ウ　対象施設（申請者）

① 認定こども園

② 認定こども園への移行（概ね５年以内）を予定している施設

※　認定こども園への移行を予定している施設の場合は、実施計画書の提出時に、移行予定であることを確認できる理事会の議事録等を添付してください。

（３）幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

ア　補助内容

受講料等補助

イ　対象者（受講者）

幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者

※　必要な科目を修了後、保育士試験において全科目免除を申請し、保育士資格を取得する予定であって、保育士登録された日を起算日としてエの対象施設において１年以上勤務すること。

ウ　申請者

対象者、または対象者が勤める施設

エ　対象施設

① 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
② 小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）実施施設　※市町村長の認可を受けた施設に限る
③ 事業所内保育事業実施施設　※市町村長の認可を受けた施設に限る
④ 保育所
⑤ 認定こども園
⑥ 認定こども園への移行を予定している施設
⑦ 乳児院
⑧ 児童養護施設

（４）保育所等保育士資格取得支援事業

ア　補助内容

受講料等補助

※　公立施設は対象外

イ　対象者（受講者）

ウの対象施設に勤務する、保育士資格を有しない保育従事者

※　指定保育士養成施設を卒業（幼稚園教諭免許状を有する者にあっては、必要な科目を修了後、保育士試験において全科目免除を申請）し、保育士資格を取得する予定であって、保育士登録された日を起算日として対象施設において１年以上勤務すること。

ウ　対象施設（申請者）

① 保育所
② 認定こども園
③ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
④ 乳児院
⑤ 児童養護施設

（５）保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

ア　補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※　受講料等補助のみの申請も可能

※　代替職員雇上費補助は、公立施設は対象外

イ　対象者（受講者）

ウの対象施設に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者で、特例制度の対象者

※　必要な科目を修了後、幼稚園教諭免許状が授与された日を起算日として対象施設において１年以上勤務すること。

※　現在の勤務先が認定こども園以外であっても、認定こども園等に異動する可能性がある場合は、対象として差し支えない。

ウ　対象施設（申請者）

①　認定こども園

②　認定こども園への移行（概ね５年以内）を予定している施設

※　認定こども園への移行を予定している施設の場合は、実施計画書の提出時に、移行予定であることを確認できる理事会の議事録等を添付してください。

４　対象経費

（１）受講料等補助

【対象】

- 入学料
- 併願登録料
- 受講料
  （授業料、教科書代、教材費、受講に必要なソフトウェア等の補助教材費）
- 上記経費にかかる消費税

【対象外】

- その他の検定試験の受講料（入学検定料を含む）
- 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- 補講費
- 養成施設等が定める修業年限を超えて就学した場合に必要となる費用
- 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用
- 学債等、将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の機材等
- クレジットカードの利用等において、分割払いを選択した場合の分割払い手数料
- 申請時点で未納となっている入学料又は受講料

（２）代替職員雇上費補助

受講者本人の給与支給期間に、代替職員を上乗せで雇用した場合に対象となります。

5　保育士資格について

保育士として（＝保育士の名称を使用して）働くには、保育士となる資格要件を満たした上で、都道府県の保育士登録簿に登録し、保育士登録証の交付を受ける必要があります。保育士登録申請の受付から保育士登録証の交付まで２か月程度かかりますので、ご注意ください。

保育士として登録するには、次のいずれかの資格要件を満たす必要があります。

- 指定保育士養成施設を卒業すること
- 保育士試験に合格すること

※　幼稚園教諭免許状を有する者については、一部又は全部を免除することができますが、免除申請は必要です（４月頃又は 10 月頃）。

- 地域限定保育士として登録後３年以上経過し、地域限定保育士として１年以上かつ 1,440 時間以上業務に従事したこと

※　徳島県においては、地域限定保育士試験は実施しておりませんが、他都道府県において地域限定保育士を取得し、同自治体において１年以上かつ 1,440 時間以上業務に従事し、登録後３年以上経過すれば、全国共通の保育士資格に切り替え登録し、徳島県においても保育士として勤務が可能です。

試験及び保育士登録に関する詳細は、以下の委託先事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】

１　保育士試験に関すること

（一社）全国保育士養成協議会　保育士試験事務センター
〒171-8536　東京都豊島区高田３-19-10
ナビダイヤル 0570－00-4194（平日午前９時３０分から午後５時１５分まで）
https://www.hoyokyo.or.jp

２　保育士登録に関すること

（福）日本保育協会　登録事務処理センター（保育士登録機関）
〒102-0083　東京都千代田区麹町１－６－２麹町一丁目ビル６階
電話 03-3262-1080（平日午前９時から午後５時まで）
https://www.nippo.or.jp/hoikushi/

６　特例制度について

平成２７年度から施行の子ども・子育て支援新制度における「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられていますが、いずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置があります。

この経過措置期間中に、もう一方の免許・資格を取得し、新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のために、特例制度が設けられています。

【経過措置期間】

いずれか一方の免許状・資格のみで 保育教諭となることが可能	令和１１年度末まで
免許・資格取得に関する特例制度	
いずれか一方の免許状・資格のみで 主幹保育教諭・指導保育教諭となることが可能	令和８年度末まで

（１）免許・資格取得に関する特例制度の対象者

ア、イのいずれにも該当する方

ア　幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方

イ　次の施設において、幼稚園教諭又は保育士として、実務経験※１がある方

① 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）※２
② 認定こども園
③ 保育所
④ 市町村長の認可を受けた小規模保育事業（A型・B 型）実施施設
⑤ 市町村長の認可を受けた事業所内保育事業実施施設
⑥ 公立の認可外保育施設
⑦ へき地保育所
⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設
⑨ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設※３

※１　３年かつ 4320 時間以上（３年特例）の実務経験が必要。複数施設の合算可能。
なお、３年特例に加えて、幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を２年以上かつ 2,880 時間以上有する場合、新たな特例制度を適用（２年特例）。

※２　保育士資格を有する方は、預かり保育等で専ら幼児の保育に従事している場合

※３　次の施設を除く
・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

（２）保育士が「幼稚園教諭免許」を取得する場合

大学で以下の単位を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て幼稚園教諭免許状が授与されます。

	３年特例	２年特例
保育内容の指導法 教育の方法及び技術	2	1
教職の意義及び教員の役割・職務内容	2	2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	2
教育課程の意義及び編制の方法	1	1
幼児理解の理論及び方法	1	－
合計	8	6

（３）幼稚園教諭が「保育士」を取得する場合

指定保育士養成施設で以下の単位を修得し、保育士試験（全科目免除）を経て、保育士登録を申請した後、保育士登録証が交付されます。

	３年特例	２年特例
福祉と養護	2	2
子ども家庭支援論	2	1
保健と食と栄養	2	2
乳児保育	2	1
合計	8	6

【制度の詳細・問い合わせ先】

１　幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

こども家庭庁ウェブサイト

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei

２　幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例

文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

３　教育職員検定の手続きについて

徳島県教育委員会教職員課人材育成担当

電話（088）621-3128、ファクシミリ（088）621-2881

https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/2014061200062/